

報告第 8 号

議決事項一部変更専決処分につき報告のこと

山手環状線（大窪－東工区）道路新設工事請負契約（令和 6 年 9 月 3 0 日議決）の一部変更につき、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

明石市長 丸 谷 聡 子

専決第 8 号

議決事項一部変更のこと

山手環状線（大窪－東工区）道路新設工事請負契約（令和 6 年 9 月 3 0 日議決）の一部変更につき、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 8 年 3 月 1 4 日専決

明石市長 丸 谷 聡 子

記

議決事項の一部を次のように変更する。

変 更 後		変 更 前													
1 工 事 名	山手環状線（大窪－東工区）道路新設工事	1 工 事 名	山手環状線（大窪－東工区）道路新設工事												
2 請負金額	金 205,411,800円	2 請負金額	金 207,474,300円												
3 相 手 方	明石市大久保町大窪826番地の1 カワイハウジング株式会社 代表取締役 河 合 秀 信	3 相 手 方	明石市大久保町大窪826番地の1 カワイハウジング株式会社 代表取締役 河 合 秀 信												
4 工事概要	<table><tr><td>種 別</td><td>内 容</td><td>備 考</td></tr><tr><td>道路新設工事</td><td>道路新設工事一式</td><td>延長 340メートル 幅員 16メートル</td></tr></table>	種 別	内 容	備 考	道路新設工事	道路新設工事一式	延長 340メートル 幅員 16メートル	4 工事概要	<table><tr><td>種 別</td><td>内 容</td><td>備 考</td></tr><tr><td>道路新設工事</td><td>道路新設工事一式</td><td>延長 340メートル 幅員 16メートル</td></tr></table>	種 別	内 容	備 考	道路新設工事	道路新設工事一式	延長 340メートル 幅員 16メートル
種 別	内 容	備 考													
道路新設工事	道路新設工事一式	延長 340メートル 幅員 16メートル													
種 別	内 容	備 考													
道路新設工事	道路新設工事一式	延長 340メートル 幅員 16メートル													
5 支払条件	令和6年度 金 85,800,000円以内 令和7年度 金 76,780,000円以内 令和8年度 残 額	5 支払条件	令和6年度 金 85,800,000円以内 令和7年度 金 76,780,000円以内 令和8年度 残 額												
備考 変更部分は、下線の部分である。															

（提案理由）

本案は、側溝の新設を予定していた一部区間において、既設の側溝を流用できることとなったことから、請負金額を減額する必要が生じたことに伴い、議会の議決を得た契約内容の一部を変更するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分事項第4項第1号の規定により専決処分したので、同法同条第2項の規定により報告するものである。